

健 康 診 断 書

氏 名			性別	男 ・ 女
生年月日	年	月	日	年齢
上記の者について、下記のとおり診断します。 1. 精神機能の障害（該当するものにレ印を記入すること。） ☐なし ☐あり 2. 「あり」に該当する場合 （1）病名及び主要症状 _____ _____ （2）該当障害に係る現に受けている治療等（該当するものにレ印を記入すること。） ☐なし ☐あり 3. 2（2）が「あり」に該当する場合 （1）当該治療の方法 _____ _____ （2）治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことの可否（該当するものにレ印を記入すること。） ☐ 可 ☐ 否				
診断年月日	年	月	日	
医 師	病院、診療所等の名称			
	所 在 地	(TEL)		
	氏 名			

※ 1. 本紙は、通訳案内士法第二十一条及び通訳案内士法施行規則第十七条の確認のために提出していただく書類である。

2. 2 及び 3 の項目については、同様の内容が記載された別紙によることができる。

3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

4. 裏面も確認してください。

健康診断書の作成に当たっては、通訳案内士法に規定する業務内容等に十分留意すること。

○通訳案内士法（昭和24年法律第210号）（抄）

第1章総則

（業務）

第2条全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第54条第2項第1号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第2章全国通訳案内士

第3節全国通訳案内士の登録

（登録の拒否）

第21条都道府県知事は、前条第1項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（※）に該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。

2（略）

※国土交通省令で定めるもの：精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれるものを除く。）

第3章地域通訳案内士

第1節地域通訳案内士育成等基本指針等

（地域通訳案内士育成等計画）

第54条（略）

2（略）

（1）地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

（2）～（4）（略）

3～6（略）

第3節地域通訳案内士の登録

第57条前章第3節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。（以下略）